

令和 7 年度
**旭川市・旭川市教育委員会との
教育懇談会（記録）**

令和 7 年 10 月 17 日（金）

勤労者福祉会館



旭川市 PTA 連合会

①以前の懇談会内容の進捗状況の確認

(1) いじめ防止策（旭川モデル）について

令和5年度からの「旭川モデル」に基づくいじめ防止策では、専門職（スクールロイヤー、スクールソーシャルワーカー等）の増員、SNS等のトラブル対策、相談体制の整備が進められたと伺っています。これらの取組の成果や課題、令和7年度のさらなる強化策についてお知らせください。特に、学校現場での早期発見・未然防止の実効性や、相談窓口利用状況の変化があれば具体的なデータとともに教えてください。

【回答】

（いじめ防止対策推進課・学校教育部主幹付（いじめ対策担当））

いじめ防止対策「旭川モデル」についてであります。

令和5年4月、いじめ防止対策推進部を新設するとともに、福祉・心理等の専門職を増員配置したいじめ・不登校専門の相談窓口の開設に加え、必要に応じ弁護士の助言を得られる体制を整備しました。

また、多様なツールを活用した相談しやすい環境整備のため、相談フリーダイヤルの開設、返信はがき付き相談チラシの配付、チャットによるいじめ相談業務委託等を実施し、これらの取組により、いじめ相談の実績が、令和5年度101人、令和6年度139人といじめ防止対策推進部の設置前との対比で大幅に増加したところでございます。

相談対応に当たっては、児童生徒や保護者に寄り添い、福祉面や心理面の支援を継続的に行うとともに、市立小中学校全校を対象とした学校ヒアリングの実施や、重大化のおそれがある事案を把握した場合の緊急支援チームの学校派遣等、学校・教育委員会と市長部局が一体となって、いじめへの適切な対処といじめの重大化や再発の防止に取り組んでまいりました。

そうした中で、令和7年度から、精神科医1名を「いじめ対策アドバイザー」として委嘱し、児童精神発達の専門家から助言を受けられる体制を整えるとともに、警察官経験者1名を「青少年育成支援員」として配置し、いじめ・非行防止教室の運営やいじめ・非行事案等への対応に関する助言など、専門的知見を活用できる体制の整備による支援の更なる強化を図ったところであります。

いじめ防止対策「旭川モデル」における教育委員会の取組といたしましては、令和5年度以降、学校が把握したいじめやいじめの疑いを含む事案の全件報告、市立全小中学校への学校訪問における指導助言、SNS等のトラブル防止の取組、CAPあさひかわによる人権教育プログラムや人権擁護委員協議会による人権教室の実施、重大化のおそれがあるいじめ事案の対応を行ういじめ対策コーディネーターの任用等を行っております。

学校は、いじめ見逃しゼロに向けた積極的な認知や組織的な対応に取り組んでおり、その結果、全件報告によるいじめの認知件数が、令和5年度で前年度の3.6倍である6,147件、令和6年度は7,498件となり、早期発見・早期対応の徹底が図られております。

令和7年度からは、動画教材の一覧表や性に関する指導資料の作成を行い、各学校において動画教材

等を活用した情報モラル教育や指導資料を活用した性に関する学習を実施するとともに、7月に市中学校連盟生活部と教育委員会の共催で開催した「生活・学習 A c t サミット」において、「SNSに関わるいじめの未然防止策」をテーマとし、市内全中学校から集まった60人の生徒が主体となっていじめ対策について協議する場を設定するなど、未然防止や早期対応に向けた取組を強化しているところです。

引き続き、いじめの適切な対処と重大化の防止に向けて、教育的アプローチからの各種取組を充実してまいります。

(2) 給食費の負担軽減について

物価高騰により給食費の値上げが続いている中、令和5年度・6年度には市の一部助成（小中学生1人あたり年額4,000～5,100円）が実施されました。令和7年度はどのように保護者負担軽減を進めるのか、今後の助成や段階的な値上げ回避の見通しを伺いたいです。また、国や北海道の補助制度の活用計画についてもお知らせください。

【回答】

（学校保健課）

物価高騰により給食費の値上げを行った令和5年度に、値上げ分として、小学生及び中学1・2年生には年額5,400円を、中学3年生には5,100円を国の臨時交付金を財源に支援を実施し、給食費の改定は行わず額を据え置いた令和6年度も同様の支援を実施したところです。

令和7年度は、再びの値上げを行うこととなり、令和7年度の値上げ分として、小学生には年額7,800円を、中学1・2年生には9,000円を、中学3年生には8,700円を国の臨時交付金を財源に支援することとし、令和5年度の値上げ分については、保護者負担とさせていただいたところです。

今後につきましては、国の支援が継続された場合は、その活用を最優先とし、支援が得られない場合は、本市の財源のみで全てを賄うことは難しく、保護者の皆様にも一定の負担増をお願いせざるを得ないと考えております。

保護者負担額の急激な上昇を抑える方法として、昨年度、数年間かけて段階的に負担額を引き上げていくといった方法の検討について回答いたしましたが、昨今の物価上昇を鑑みると、段階的な引き上げを実施している間にも、給食費の更なる値上げの可能性も否定できない状況にあります。

そうなった場合の保護者負担額の設定については非常に複雑となり、保護者の皆様にとっても分かりにくい形になることが懸念されますことから、現在、国が検討している給食費無償化の状況等も踏まえながら、保護者負担の在り方について検討してまいりたいと考えております。

((1) 追加質問1)

令和6年度の重大事態の認知件数は4件あり、2件は報告書で解決しているとおもわれますが、残り2件については解決されているのでしょうか。

【回答】

（学校教育部主幹付（いじめ対策担当））

現在、ホームページ上で公表している、2件のいじめの重大事態調査報告書の概要版につきましては、令和5年度認定分の1件と令和6年度認定分の1件となっております。

令和6年度に認定した重大事態4件のうち3件は調査未了であり、2件は報告書を作成中のため、年

内の完了を見込んでいます。残りの１件は、聴き取りなどの調査を要しているため、年度末までの完了を見込んでいます。

(1) 追加質問 2)

「令和６年度のいじめ件数」のうち、令和７年８月時点で、解決率９６％とありますが、残りの４％のような理由で改善が難しいのでしょうか。

【回答】

(学校教育部主幹付 (いじめ対策担当))

認知したいじめ事案については、約３か月間の見守り期間を経てから解消の判断を行うこととなっており、その判断においては「いじめの行為が止んでいること」「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の２つの要件が満たされている必要があります。

いじめの行為自体が、３カ月以上止んでいる状態であっても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に不安が残っているというケースについては、学校の支援を継続し解消までの期間を延長することとしており、令和７年８月時点では４％が未解消となっております。

(1) 追加質問 3)

いじめの認知件数を集約とデータ化をしていますが、いじめの抑制効果として、市のホームページ掲載以外の活用方法予定などあればお聞かせください。

【回答】

(学校教育部主幹付 (いじめ対策担当))

いじめの認知件数については、毎月の集約結果をホームページに掲載しているほか、２カ月に１回程度で開催されている校長会議や、年度初めに開催されている教頭研修会、年３回実施しているいじめ対策に関する教員研修会、いじめ対策に係る学校訪問等において、本市小中学校の状況を報告するとともに、教職員の「いじめ見逃しゼロ」の意識向上を図っております。また、今年度は、広報誌「あさひばし」７月号で、本市のいじめ防止対策について紹介しており、令和４年度から令和６年度までの認知件数の推移について市民の皆様にお伝えしております。

児童生徒のいじめに向かわない態度を育成するためには、学校、家庭、地域が一体となって取り組む必要があると考えることから、本市のいじめの状況についての周知やデータの活用方法について、今後も検討を進めてまいります。

(2) 追加質問 1)

国が検討している給食費無償化を待つしかないのでしょうか。また、旭川の企業や農家さんと食材の調達連携をとっているのでしょうか。

【回答】

(学校保健課)

給食費については、保護者が負担しない自治体が増えてきていることは承知しておりますが、市町村には多様な人口規模、多様な課題があり、それぞれの自治体で様々な実状がございます。

本市と同規模の自治体においても、財政上の課題から無償化に踏み切れない自治体が多く、本市同様、

国の臨時交付金を財源に一部を公費負担により、保護者負担の軽減を図っているものと認識しています。自治体の財政力に左右されることなく、全国一律的な対応となることが望ましいと考えており、これまでも全国市長会や中核市市長会等を通じて、国による恒久的な制度としての無償化の要望を行っており、引き続き早期実現に向けて取り組んでまいります。

また、食材の調達連携については、一部の自治体で地元農家から、いわゆる「ハネ品」といわれる市場に出せないような規格外の野菜を安価で購入し、学校給食で使用している事例がございます。

学校給食で使用する食材については、統一的な規格で必要量を安定的に供給されることが求められますことから、本市の場合、全市で1日2万食を超える食数となり、その全てで同じような対応をすることは難しいところですが、東旭川学校給食センターでは、地産地消の取組として、寒じめほうれん草やミニトマトなど、一部の野菜を地元農家から購入しております。



(1) エアコンの設置状況と今後の予定について(神居ブロック)

まず、1点目に設置工事の順番、設置状況・進捗の情報公開についてお伺いします。

近年の猛暑は年々厳しさを増し、子どもたちが安心して授業を受けられる環境は急を要する課題です。市として全小中学校へのエアコン設置を令和8年度中に完了予定と伺っておりますが、設置工事の順番についてなぜその学校から始まり、なぜこの学校は後回しなのか、その明確な基準が見えません。保護者からは「不公平ではないか」「説明が足りない」という声が上がっています。これは子どもを通わせている家庭にとって大きな関心事ですが、現状では情報が十分に伝わっていません。この優先順位をどのように定めたのか、各学校の予定時期や進捗を定期的に公表するお考えはありますか。

次に、中学校への早期化の可能性についてお伺いします。

一部の小学校ではすでに設置が完了している一方、中学校は令和8年度に工事、令和9年度から使用開始予定とされています。しかし、中学生は心身ともに成長期であり、学習時間も長く、部活動や受験勉強も加わる大切な時期です。その環境が整わないまま数年間を過ごすことは、大きな格差につながりかねません。なぜ中学校が後回しとなっているのか、その理由を率直にお聞かせください。そして、早期化の可能性について改めてご検討いただけないでしょうか。市の考えをお聞かせいただきますようお願いいたします。

【回答】

(学校施設課)

小中学校へのエアコン整備については、学校の暑熱対策として、令和6年度から普通教室及び職員室の整備を進めております。

整備に当たり、受注可能な市内事業者の数が限られており、全ての学校の整備完了まで複数年を要することから、体が小さい子どもは体温調整が困難であることを考慮し、まずは小学校から整備を進めております。

また、エアコンの使用により、電力を高圧から低圧に変換する変圧器の容量が不足する場合、改修に必要な機器の納品に時間を要し、改修時には学校を停電させる必要があることから、電気設備の改修を要しない学校や児童数が多い学校から順に整備を進めています。

小学校の整備状況につきましては、9月末現在、小中学校50校のうち37校で整備を完了しており、残りの13校も令和8年6月末までに完了する予定であります。

次に、中学校の整備につきましては、冒頭でも申し上げたとおり、同時に整備できる学校数に限りがあり、小学校から整備を進めている状況なので御理解願います。

当初の事業計画では、令和10年夏までの整備目標を立てておりましたが、学校や事業者と協議を重ね、工程の見直しを徹底した結果、現在は1年間前倒しし、令和8年4月から中学校の整備を開始して令和9年6月末までに全ての小中学校でエアコンを使用できる予定であります。

なお、整備状況の情報公開については、今年の3月に全小中学校にエアコンを設置する旨と整備スケジュールのチラシを配付したことに加え、本市のホームページでも進捗状況を掲載しております。

(2) 学校におけるプール設備と運用に関して（西部ブロック）

2 点目に、学校プールの設備と運用について伺います。

放課後や夏休み期間中にも、子どもたちが安全にプールを利用できるよう、監視員の配置や管理体制の整備に係る費用負担の支援、体制の構築について、市としてどのようにお考えでしょうか。ぜひ、積極的な開放の検討をお願いしたいと思います。

また、老朽化したプール施設の更新や、民間・公共プールとの連携による水泳授業の充実についてもご検討いただきたいと思います。特に、地球温暖化の影響で授業が実施できる期間が限られる中、すべての児童に平等な教育機会が確保されるような取り組みが必要です。あわせて、着衣水泳や水難事故防止など、安全教育の観点から、郊外の関係機関や公共プールの活用についてもお考えをお聞かせください。

また、監視員の配置時間が削減されている現状について、児童が安心して学べるよう体制強化をお願いしたいと思います。

【回答】

（教育政策課・学校施設課・教育指導課）

学校プールについては、水泳学習等の教育活動のほか、各学校の保護者や教職員等で組織される学校プール運営委員会により、学校長の使用許可のもと、プール開放の実施を含む管理運営が行われております。教育委員会では、今年度約 840 万円の予算を計上し、各運営委員会に対して管理運営に対する謝礼をお支払いしているところです。

学校プール開放は、水泳を通して児童等の体力向上を図るといった観点から、有意な取り組みであり、各学校の事情を勘案しながら、可能な範囲で継続していくことが望ましいと考えており、今後も必要な財源の確保に努めてまいります。

市内小学校のプールについては、今年度に増改築工事で新設される永山西小学校プールを含め、44 校に設置しております。

プール設置校のうち、33 校（75%）が建設後 30 年以上を経過しているため、老朽化の進行により設備やプール槽の計画的な改修が必要な状態であることから、安全安心なプールの維持管理が課題であると認識しているところです。

これまでも老朽化によるプール槽の塗装のはがれや、鉄骨の腐食等が進んだプールについては、建替や必要な補修を行っており、今後も子どもたちが安全にプールを利用できる環境となるよう、各学校の状況により適宜対応してまいります。

本市では、全ての児童に平等な教育機会が確保されるよう、小学校学習指導要領に基づき、各学校で編成されている教育課程に沿って水泳授業を実施しており、自校のプールのほか、他校や市営のプールを活用しながら、全学年、年間 8 時間程度行っています。

体育科の指導においては、特に水遊び及び水泳運動は、生命にかかわることから、水泳場の確保が困難な場合でも、「水遊びや水泳運動などの心得」について必ず指導することになっております。

また、「あさひかわ子どもの学び人材リスト」に登録されている旭川水泳連盟の皆様の御協力の下、水泳の実技指導のほか着衣水泳の指導を行った小学校もあると伺っております。

引き続き、安全教育の観点を踏まえ、外部の人材を活用するなどして、水泳授業の充実に努めてまいります。

(3) 施設老朽化・建物改修に関して（西部ブロック）

3点目に、学校施設の老朽化および建物改修についてお伺いします。

本市の学校施設の老朽化は深刻であり、子どもたちの安全や教育環境に大きな影響が出ているとの相談が寄せられています。

たとえば、体育館では雨漏りや床の滑りが常態化し、転倒事故の危険性が高まっています。校舎では、トイレの異臭や破損が著しく、清掃だけでは改善できない状態であり、全面的な改修が必要です。また、校内のアスファルトにはひび割れや穴が目立ち、通行時の安全面にも懸念が残ります。

江丹別小中学校をはじめ、昭和50年代に建築された校舎がいまだに現役で使用されており、これらに対する改築・改修・修繕の要望の優先順位や実施時期について、どのように整理・対応されているのか、見解をお聞かせください。

また、特別支援学級を含む40人以上の学級においては、教室が手狭で適切な学習環境が確保されていないとの声もあります。

安全対策としては、児童玄関のオートロック化、通学路や校内通路の補修、グラウンドへの土の補充が必要です。特に、校地角の交差点では交通事故が相次いでおり、信号機や横断歩道の設置に対応が追いついていないとのご指摘もあります。

さらに、駐車場の不足により、敷地内に車両が進出せざるを得ない状況も見られ、安全面での懸念が高まっています。

衛生・維持管理の観点では、トイレや手洗い場の衛生状態の改善、老朽化した体育館の滑り防止対策、テニスコートやグラウンドの計画的な点検・修繕体制の構築も必要です。

将来的な施設投資については、市の財政状況が厳しい中であっても、修繕が先送りされることのないよう、「安全で安心な教育環境」の整備を最優先に、予算配分を検討していただきたいと思います。

子どもたちが安心して学び、健やかに活動できるよう、保護者や地域の声を踏まえた早急な対応を強くお願い申し上げます。

以上の点について、本市の見解をお聞かせください

【回答】

（学校施設課・学校保健課）

本市では、建築後30年を超える学校施設が全体の約80%となっており、多くの施設で老朽化が進んでおります。

このため、本市の厳しい財政状況を踏まえ、修繕により建物・設備の維持、保全を図りつつ、計画的な大規模改修の実施により、施設の老朽化対策に鋭意取り組んでおります。

修繕については、毎年5月に実施する修繕要望調査に対する各学校からの回答結果を踏まえ、学校施設課職員が全ての学校を訪問し、現地で学校職員の立会による現況確認や聞き取りを行い、危険度や緊急性等により優先順位を検討して修繕を実施しているほか、年度の途中で日々発生する修繕につきましても随時対応しております。

本市としましては、少しでも多くの修繕の実施に努めており、令和6年度の実績で803件、金額に

して１億９３８万円の修繕を実施しております。

また、大規模改修については、同じく令和６年度に９校で１３億７,３６４万円の改修を行っておりますが、多額の事業費を要することから、築年数や設備の老朽化の状況等により優先順位を決定し、計画的に実施しております。

学校施設の修繕や改修については、最優先課題の一つであると認識しており、子どもたちの安全安心な教育環境の確保はもとより、建物の長寿命化を図る観点からも、危険度や緊急性の把握を的確に行い、優先度の精査を徹底し、国の財源の活用と費用の平準化も図りながら、効果的な手法を検討して維持管理を実施してまいります。

通学路の安全向上のため、ＰＴＡ連合会を始め、道路管理者、警察、学校、ＰＴＡ、市民委員会連絡協議会などの関係機関で構成する旭川市通学路等安全推進会議において「旭川市通学路安全プログラム」を策定しており、同プログラムに沿って、小中学校からの交通安全、防犯、防災に関する施設整備等に関する要望を調査・集約し、必要箇所については関係する機関による合同点検を実施して、対策が円滑に進むよう関係者間で情報共有し、連携を図っております。

これからも、児童生徒が安心して登下校できるように取組を継続してまいります。

((1)追加質問１) (神居ブロック)

エアコンの設置状況・計画については確認いたしました。

エアコンを新規設置されている学校で、電気代がかかる為使用制限をしている学校もあるようですが、次年度に使用する電気代に関する予算はつくのでしょうか。

【回答】

(学校施設課)

現在、令和８年度予算の編成中であるため、確定した金額を申し上げることはできませんが、令和８年度の電気料金については、小中学校合計で約４億３千万円を予算要求しております。

これは、令和７年度予算より約８千万円の増額となっており、その内訳として、エアコン設置に伴う電気使用料についても見込んでいるところであります。

なお、本市では児童生徒や教職員の暑熱対策としてエアコン整備を進めているため、整備完了校に対して使用を制限する要請は行っておらず、今後、エアコンの適切な使用及び管理について学校へ通知を出すことを予定しております。

((2)追加質問１) (西部ブロック)

着衣水泳の指導を行った学校はどれくらいの割合あるのでしょうか。

また、今後全児童が卒業までに１回は指導を受けることができるのでしょうか。

【回答】

(教育指導課)

着衣水泳については、学習指導要領に記載のない事項であるため、教育委員会では、着衣水泳の指導を行った学校の割合や児童への指導状況について把握しておりません。

(3)追加質問１) (西部ブロック)

５～６月に施設状況を確認されているとの事ですが、冬季の施設状況確認はされていますでしょうか。また、７５校の学校を確認するにあたり十分な確認時間はとれていますでしょうか。修繕内容に関する情報も公開されているのでしょうか。

【回答】

(学校施設課)

冬季における施設の確認については、敷地内の積雪により現地の状況確認が困難な場合や、屋根からの落雪の危険が懸念されるため、安全を確保できる範囲で学校施設課環境整備担当職員や学校用務員が巡回等により確認しているほか、各学校から施設の異常に関する連絡を受けた場合にも随時対応しております。

また、先ほど申し上げた毎年５月に実施する修繕要望調査を踏まえ、融雪後に学校施設課職員が全ての学校を訪問する際は、１人の担当者が訪問する校数を１日当たり１校から多くても３校程度にすることにより、現地で時間をかけて学校職員の立会による現況確認や聞き取りを行っております。

本市は、多くの学校施設を有しており、修繕の発注件数だけでも例年８００件以上になることから、情報公開には至っておりませんが、大規模改修等の工事や建物・設備の保守点検等に係る委託業務の入札結果については、本市のホームページで公開しております。



(1) 不登校児に対する対応と教育機会均等を図る為の今後の展望について (神楽ブロック)

学校教育の喫緊の課題である不登校児童、生徒に対し、旭川市はいかに対応し、教育の機会均等を図り、今後どのような展望があるのかをお伺い致します。全国的に不登校や特別支援の生徒が増加しており、旭川市でも同じ傾向が見られると聞いています。私たち保護者も、子どもが安心して通える環境が本当に大切だと日々感じています。

特別支援学級や通級指導については、保護者から「授業の目的が見えにくい」「活動が遊びに見える」といった声があり、学校・デイ・家庭での役割分担が不明確な状況も見られます。各児童の個別支援計画をわかりやすく共有し、目的や成果が見える化する仕組みを整えていただきたいと思います。あわせて、ケース会議の定期開催や連絡体制の強化、教員への専門研修の拡充をお願いしたいです。

また、次年度より旭川市独自に実施予定している5歳児健診についても、教育委員会との連携を強め、小学校入学前から必要な支援につなげられる体制を整えることが大切だと考えます。今後、どのように情報共有と連携を進めていかれるのかを伺いたいです。

一方で、緑が丘中学校では「ほっとルーム」という校内教育支援センターが設置され、さらに今年度は市内で先行して「スクールライフサポーター」が配置されたと伺いました。子どもたちに寄り添い、不登校の支援や別室登校のサポート、担任の先生方との連携、オンラインを活用した登校支援など、多方面で関わってくださっているそうです。いじめ対策会議にも関わり、市のいじめ対策推進課と連携していると聞き、非常に心強く思いました。

実際、緑が丘中学校では今年8月までに延べ219回利用があり、そのうち10名ほどの子が登校や教室復帰のきっかけをつかんだとのこと。保護者としても「子どもがまた一歩前に進める」大きな支えになっていると感じます。また、スクールライフサポーターが関わることで、先生方も本来の授業や相談に専念できる環境づくりに役立っているのではないのでしょうか。

このように大きな効果を上げている取り組みだからこそ、緑が丘中学校やもう1校にとどまらず、今後は市内の他の中学校、そして小学校にも広がってほしいと強く願っています。

さらに、不登校やいじめの課題はスクールライフサポーターだけでは解決しきれない部分もあると思います。専門的な知識を持つスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職との連携や、配置の拡充についても、ぜひ市として取り組みを進めていただきたいと思います。

【回答】

(学務課・教育指導課・おやこ応援課)

特別支援教育につきまして学務課からお答えします。

「授業の目的が見えにくい」「活動が遊びに見える」という点につきましては、特別支援学級や通級指導教室での指導の中に、「自立活動」という領域が学習指導要領に定められており、自立活動を指導する際に、遊びやレクリエーションを通して学べるが多いため、一見「遊び」に見えることもあります。しっかりとねらいや目標、ルールがあります。また、実体験や人との関わりによってより効果的に指導できる領域のため、体験的な活動の学習形態で行っている場合もあるところでございます。

次に各児童生徒の個別の支援計画については、各学校において「すくらむ あさひかわ」を共通ツ-

ルとして就学相談においても活用している様式であり、全ての学校にて活用されております。効果的に活用できるよう特別支援教育コーディネーター研修会の際に説明する機会を設けているところです。

次に、研修機会の充実については、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を例年５回開催しているほか、各学校の要請に応じた研修も随時実施しております。

本市の小中学校における不登校児童生徒数につきましては、令和５年度において、５８５人となるなど、国や北海道と同様に増加の傾向が見られ、不登校対策は喫緊の課題であると捉えております。

不登校児童生徒に対する支援につきましては、各学校において、教室以外の居場所の提供や定期的な家庭訪問、ＩＣＴ端末を用いた学習支援など、各学校や児童生徒の実態に応じた支援が進められております。

また、支援の充実を図るため、令和６年度から新たに不登校支援対策研修会を実施するとともに、学校向け指導資料を改訂するなど、教職員の理解の深化や対応力の向上に努めているところです。

さらに、平成１１年度から運営している「旭川市適応指導教室『ゆっくらす』」を令和６年度から、「旭川市教育支援センター『ゆっくらす』」に名称を変更するとともに、ＩＣＴによる児童生徒等に対する支援を実施する専任指導員を配置し、他の児童生徒との交流が難しいなど、様々な理由から通所することができない児童生徒に対する遠隔による支援を行うことができる環境を整備し、支援を実施しているところであります。

加えて、児童生徒の中には、登校することはできるものの、自分の教室に入りにくい状況にある児童生徒もいることから、令和７年度から、市内中学校２校に、生徒が安心して過ごすことのできる校内教育支援センターを設置するとともに、校内教育支援センターに常駐するスクールライフサポーターを配置し、支援を実施しているところであります。

スクールライフサポーターについては、生徒への個に応じた学習支援や、生徒とその保護者からの相談対応など、不登校支援員としての役割と併せて、いじめ事案への対応や教職員のいじめ防止対策業務の支援など、いじめ対策官としての役割を担っております。

今後につきましても、不登校及びその傾向にある児童生徒等に対する学習機会等の確保に向け、校内教育支援センターの設置及びスクールライフサポーターの配置について、市内中学校２校以外にも拡充するなど、不登校対策の充実を図ってまいりたいと考えております。

令和５年１２月２８日にこども家庭庁から発出された通知では、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うことを主な目的として、５歳児健康診査を全国的に展開することを目指すとしています。

これを受け、現在、全国的に５歳児健診の実施に向けた準備が進められている現状にあり、本市においても昨年度より教育委員会を含む庁内関係部局による検討会議を立ち上げ、実施に向けた検討を進めてきており、今年度は２か所の市立保育所においてモデル健診を実施し、課題を整理しているところであります。

実施後の情報共有や連携につきましては、今後庁内関係部局や関係機関などの意向を踏まえ検討を進めてまいります。

(2) タブレット端末の有効活用を図るためのWi-Fi環境の整備について（南部ブロック）

1人1台のタブレット端末の活用は、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の両立、主体的な学びの促進、情報活用能力の育成等、これからの時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育む上で、大変有意義なものです。旭川市内の各小中学校でも授業や家庭学習にタブレット端末が積極的に活用されていると聞いています。参観授業の際には、子どもたちのスムーズな端末操作の様子や、自考えを共有する場面を見ることができました。また、家庭に持ち帰った際には、自分の課題に応じて学習アプリを選び、取り組む様子も見られ、質の高い学びのために環境を整備していただいている旭川市教育委員会の皆様に感謝申し上げます。

さて、実際にタブレット端末の活用を進める中で、通信速度等の環境改善や不登校や自宅療養中の子どもたちへの学習支援、持ち帰りによる荷物の負担等、様々な課題が出てきていると思います。これらの課題に関わって、次の点についてお伺いします。

1点目は、「Wi-Fi環境の整備」についてです。現在、全クラスが一斉にタブレットを使用することが難しいほど、回線速度が不安定な状況があると聞いております。タブレット端末を有効活用するために教室の通信速度の改善は急務だと考えます。また、学童保育の施設においては、Wi-Fi環境が整っておらず、オンラインでの宿題に取り組むことができない現状にあります。令和5年度の懇談会では、学童保育内のWi-Fi環境の整備については、予定していないという回答をいただきましたが、その後の国の動向や学童保育内でのタブレット端末を活用した宿題の取組状況等を踏まえ、今後どのような対応を計画されているのか、GIGAスクール構想と合わせてお聞かせください。

【回答】

（学務課（学校ICT担当）・子育て支援課）

本市としてもICTの活用が進む現状にあって、回線速度の向上は喫緊の課題であると認識しております。国も重要な問題であるとしてとらえており、満たすことが望ましい基準を定めており、本市は昨年度ネットワークアセスメントを行い各学校の状況を把握した上で、来年度に向けて回線速度改善のための機器の交換や回線契約の変更に係る予算要求を行っております。

放課後児童クラブでのWi-Fi環境の整備についてです。

放課後児童クラブは、遊びや集団での生活を通じた自主性、社会性、創造性を培うことを目的として活動を行っており、クラブ内での1日の生活において、読書や学習の時間を設けておりますが、支援員による学習指導を実施しているものではないため、タブレット端末での学習に向けて、クラブ室内にWi-Fi環境を整備する予定はないことを御理解ください。現時点において国の補助制度等の明確な方針は示されておりませんが、他自治体の取組や国の補助制度等の動向を引き続き注視するとともに、放課後児童クラブ内でタブレット端末を活用する場合における運用方法等を教育委員会と協議・連携し、保護者のニーズや適正な負担金の在り方、今後の施設整備の必要性について検討を続けてまいります。

(3) タブレットの学習支援体制の構築と持ち帰り運用について（南部ブロック）

2点目は、「タブレット端末の活用による柔軟な学習支援体制の構築」についてです。自宅療養、不登校等により、登校して学ぶことが難しい子どもたちがいます。そのような子どもたちへの学習の保障をするために、タブレット端末を活用したりモット授業等は大変有効だと考えます。タブレット端末を活用し、柔軟な学習支援体制を構築することについて、どのような対応を計画されているのかお聞かせください。

3点目は、「タブレット端末持ち帰りによる荷物の負担軽減」についてです。現在、子どもたちは、教科書とタブレットを両方持ち帰る必要があり、特に低学年の子どもには荷物が過重となっており、物理的負担の軽減を図る必要があると考えますが、今後、どのような対応を計画されているのかお聞かせください。

【回答】

（教育指導課）

「タブレット端末の活用による柔軟な学習支援体制の構築」についてです。

各学校においては、児童生徒の資質・能力の育成に向けて、タブレット、いわゆる1人1台端末をはじめとしたICTを効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めております。

また、家庭学習においては、オンラインサービスを活用し、児童生徒の学びの状況に応じた補充的な学習や予習・復習などに児童生徒が自ら計画的に取り組むことができるよう、1人1台端末を活用しております。

さらに、感染症等による学年・学級閉鎖時や、不登校児童生徒への学習支援においても、1人1台端末を積極的に活用し、課題の指示や配付、オンラインでの授業配信を行うなど、児童生徒の状況に応じた学習保障を行っているところです。

教育委員会においては、教育支援センター「ゆっくらす」における不登校児童生徒の支援の一環として、令和6年度よりICTを活用した個別の学習支援を開始しております。

今後も、児童生徒一人一人の学習状況や生活環境に応じ、1人1台端末の活用による柔軟な学習支援体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、「タブレット端末持ち帰りによる荷物の負担軽減」についてです。

1人1台端末の持ち帰りについては、各学校において、教科書等を学校に置いてよいこととするなど、荷物の負担軽減に配慮した運用を行っております。低学年の児童においては、学級閉鎖により1人1台端末や教科書を一度に持ち帰る必要が生じた場合など状況に応じ、保護者に取りに来ていただくなどして対応しております。

また、長期休業期間や年度末においては、教科書等を計画的に持ち帰るよう促すことにより、児童生徒の負担軽減に努めております。

今後も、児童生徒の安全・安心な学習環境の確保に向けて、荷物の負担軽減に配慮した取組を継続してまいりたいと考えております。

(2) 追加質問 1) (南部ブロック)

W i - F i を児童クラブに設置する事は難しいとの事ですが、自主学習の使用目的として設置してもらいたいという要望があります。

【回答】

(子育て支援課)

放課後児童クラブ室内でタブレット端末を活用したいとの要望が一定数あることは把握をしておりますが、放課後児童クラブの運営においては、全クラブへのエアコンの設置や、経年劣化したクラブ室への必要な修繕等を行うなど、限られた予算の中で運営事業者の意見や利用者アンケートの回答も参考にしながら施設整備を行っているところです。

利用者アンケート等で、自主学習の必要性やニーズを確認しながら、今後の施設整備の優先性・必要性について検討を行ってまいります。

(2) 追加質問 2) (南部ブロック)

10月1日に中央図書館にW i - F i 設置されるそうですが、今後他の公共の施設にW i - F i を設置する予定はあるのでしょうか。

【回答】

(社会教育課)

社会教育施設のW i - F i 環境につきましては、中央図書館の2階の読書室、博物館のある大雪クリスタルホールに整備され、市民の方々が利用できます。

また、神楽、永山、中央、江丹別の公民館では、公民館利用団体が活動する際に使用できるW i - F i を設置しているほか、W i - F i ルーターを4台所有しておりますので、他の公民館でも活用しているところでございます。

社会教育施設のW i - F i 設置につきましては、今後も、施設利用者の御要望やW i - F i 設置に要する費用負担等を総合的に勘案し、施設ごとにその必要性を検討してまいりたいと考えております。

(2) 追加質問 3) (南部ブロック)

タブレットの学習について、ハード面の準備をしている事は承知しました。使用方法を指導する職員の配置や計画はあるのでしょうか。

【回答】

(学務課 (学校 I C T 担当))

1人1台端末の使用方法を指導する職員の配置や計画についてであります。学校現場に新たな人員を配置する予定はありませんが、これまでどおり教員に対し、端末の使用方法に関する研修を実施するなど指導能力の向上を図るとともに、必要に応じてG I G Aスクールサポーターが支援に入るなどの対応を図っていきたいと考えております。

(1) スキー授業・学校行事の費用について (中央ブロック)

1点目は、スキー授業についてです。

昨年も同様の要望がありましたが、燃料費高騰によるバス代金の増加、リフト代金、スキー用品一式にかかる費用など、保護者の負担は年々増大しております。

「スキーの街」としての文化は大切にしたいという声がある一方で、毎年成長に合わせて用品を買い替えることの難しさを訴える声も多く聞かれます。

このような状況を踏まえ、昨年度には負担軽減についてご検討いただけるというお話がありましたが、今年度において具体的な改善策は講じられたのでしょうか。

旭川が持つ素晴らしい冬の資源を生かし、地域に根ざした冬季の運動として重要なスキー授業が、経済的な理由で実施困難になることがないように、本市としてのお考えをお聞かせください。

2点目は、学校行事についてです。

1点目と重複する部分もございますが、物価高騰や燃料費の上昇などの影響により、修学旅行、宿泊研修、ミュージカル鑑賞、校外学習などにかかるバス代金が年々上昇しており、保護者の負担が非常に大きくなっております。

路線バスの使用を検討しても、減便の影響で対応が難しく、増便もかなわない状況です。

学校行事は教育の一環として非常に重要であると認識しております。家庭の経済的理由などにより、子どもたちの参加が難しくなることがないように、バス代金への助成や補助金の拡充を求めます。

また、適切な移動手段の確保のために、貸切バスの利用支援や、学校間・地域ブロック間での合同利用の検討もお願いしたいと考えます。

そのためには、他校との連携ができる仕組みの整備や、それを支援する教育行政側のサポート体制の構築もご検討いただけないでしょうか。

すべての子どもたちが等しく平等に学ぶ機会を保障するためにも、ぜひ現場の実情をご理解いただき、柔軟なご対応をお願いいたします。

【回答】

(学務課)

スキー学習に関わりましては、就学援助の認定者及び特別支援教育就学奨励費の認定者に、国が定める支給限度額に合わせてバス代の支援を行うほか、小学1年から3年、4年から6年、中学1年から3年の間にそれぞれ1回、国が定める支給限度額に合わせてスキー用具の購入に一定の支援を行うなど、経済的理由により就学が困難と認められるご家庭等に援助を行っているところです。

また、へき地小規模校の教育の振興を図るため、対象校がスキー授業を含む学校行事を行う際に、バス又はタクシーの借上げについて支援を行っております。

このような中、バス代やリフト代への個別の支援につきましては、多額の費用を要しますことから、本市の厳しい財政状況においては難しいものと考えておりますが、一方、スキー用具につきましては、保護者の経済的負担の軽減を図るため、来年度、「(仮称)子ども未来リユースバンク」の創設を予定しており、現在、関係情報の収集を行っているところです。

修学旅行費については、就学援助の認定者に対象経費の全額を、また、特別支援教育就学奨励費の認定者には、国が定める支給限度額に合わせて支援を行っております。

一方、校外学習に要するバス代等については、特別支援教育就学奨励費の認定者に、国が定める支給限度額に合わせて支援を行うなど、経済的理由により就学が困難と認められるご家庭等に援助を行っているところです。

また、スキー授業と同様、へき地小規模校の教育の振興を図るため、対象校が学校行事として校外学習を行う場合は、バス又はタクシーの借上げについて支援を行っております。

このような中、ご要望の支援の拡充については、多額の費用を要することから、本市の厳しい財政状況においては難しいものと考えておりますが、負担軽減の手法等については、引き続き検討してまいりたいと考えております。

(2) 学校の統廃合計画と、意見交換の機会について（新永ブロック）

1点目は、地域や保護者の声の反映についてです。

統廃合に関しては、保護者や地域の声을尊重し、丁寧に進めていただきたいと考えております。一方的な進行や形式的な説明会にとどまるのではなく、実質的な合意形成の場を設けていただくことを要望いたします。

特に、PTAなど地域の団体が明確に反対の意向を示している場合には、その理由に真摯に耳を傾け、柔軟な判断や計画の見直しも含めた協議の場を設けるご予定はございますでしょうか。

【回答】

（教育政策課（適正配置担当））

小学校・中学校の統廃合につきましては、児童生徒にとって望ましい教育環境の実現を主な目的として、令和11年度を最終年度とした旭川市小・中学校適正配置計画において、統廃合対象校としており、計画の策定に当たりましては、素案に対するパブリックコメントや対象校への説明会を行い、皆様の意見を伺ってきました。

計画は3期に分けて推進することとしており、第2期の最終年度である令和6年度に改訂を行ったことから、今年度に入って5～6月に、対象校の保護者や地域の皆様へ、計画の内容について説明会を開催し、説明させていただいたところです。計画の推進に当たりましては、拙速に統廃合を行うことなく、保護者・地域等の皆さんとの協議を継続し、丁寧な説明を行いながら、皆様の理解を求めることを考えております。

計画の見直しにつきましては、本計画が令和11年度で終了することから、新たな計画の策定に向けては、市民の皆さんの意見を聞きながら検討をしてまいります。

(3) 統廃合時の配慮と支援について（新永ブロック）

2点目は、統廃合を進める上での配慮と支援についてです。

小規模校の価値や地域とのつながりの重要性についてです。

小規模校には、きめ細やかな教育、家庭的な雰囲気、地域との密接な関わりといった大きな利点があります。統廃合を進める際には、こうした良さが損なわれないよう、十分にご配慮いただきたいと考えております。

また、統廃合により地域のつながりが分断されないよう、地元店舗や団体との連携、地域全体で子どもを支える体制づくりの強化をお願いいたします。

さらに、小規模校では、部活動の選択肢が限られていたり、放課後児童クラブが未設置であったりと、児童の学びや生活に支障が出ているケースも見受けられます。これは児童数の減少を加速させる一因にもなっていると考えられます。

小規模校同士や中規模校との合同開催、バス代の補助金支援、スキー授業以外の内容への振り替えなど、具体的な支援策を講じることで、保護者が安心して子どもを通わせることができる環境整備をお願いしたいと考えます。こうした支援策について、現時点で具体的な案があるかどうか、お聞かせください。

【回答】

（教育政策課（適正配置担当））

統廃合の主な目的は、児童生徒にとって望ましい教育環境の実現です。本計画では児童数が100人以下の小規模校又は学級数が5学級以下の過少規模校を統廃合対象校としております。小規模校・過少規模校においては、教員の目が行き届きやすく、きめ細やかな指導や、個々の児童生徒に合った個別最適な学びにつながりやすいなどのメリットがある一方で、集団教育活動の制約があることや、クラス替えが困難なことで人間関係が固定化されること、多種多様な意見に触れることで、多面的・多角的に物事を考える協働的な学びにつながらないといったデメリットもあります。

統廃合を進めるに当たっては、統合先の学校はもちろんのこと、部内各課、地縁組織担当部局などとも連携し、地域とのつながりの継続や、通学支援、統合後においても小規模校でのメリットである個別最適な学びやきめ細やかな指導ができるよう、努めてまいります。

また、統廃合に際し、児童や保護者は不安を感じていることかと思いますので、統合先の学校には温かく迎え入れていただきますよう、この場をお借りしてお願いいたします。

(4) 統廃合時の通学方法の対応について（新永ブロック）

3点目は、通学手段や安全対策についてです。

統廃合が進むことで校区が拡大し、通学距離が長くなることによる混乱や、吹雪・豪雨などの悪天候時の安全確保も重要な課題となります。

通学手段の確保、スクールバスの導入、見守り体制の整備などについて、現在どのような検討がなされているのか、ご説明をお願いいたします。

【回答】

(学務課)

統廃合により閉校となった学校の通学区域に居住する児童生徒の登下校時の交通手段を確保するため、現状においては、学校までの片道の経路の距離が2キロメートル以上の児童、又は3キロメートル以上の生徒を対象にスクールバス及びタクシーを民間事業者への委託により運行しております。

統廃合を進めるにあたりましては、通学距離を考慮することはもちろんのこと、距離が長くなった場合の公共交通機関の利用の可否や通学路の安全性など、通学の利便性を総合的に検討する必要があると考えております。

今後におきましても、これまで同様、通学手段や安全性の確保に向けて、対象校の保護者やPTA、学校関係者や地域の方々と十分に協議を行いながら取り組んでまいります。

(1) 追加質問 1) (中央ブロック)

「(仮称) 子ども未来リユースバンク」のも少し具体的な内容や、実施時期について情報があれば教えていただけないでしょうか。

【回答】

(学務課)

「(仮称) 子ども未来リユースバンク」は、保護者の経済的負担の軽減を目的としたリユース事業であり、その対象品については、スキー用具や制服を中心に考えておりますが、現在、情報収集を行っている段階であり、今後、課題などを整理しながら制度設計や事業構築を行っていく考えです。

また、制服のリユースについては、一部の学校で取組事例があると伺っておりますので、どこかの段階で貴団体にも相談させていただきたいと考えております。

(2) 追加質問 1) (新永ブロック)

対象校PTAに対して、個別に意見を聞く時間を設けてもらえないでしょうか。

【回答】

(教育政策課 (適正配置担当))

本年4月より、平成27年度から令和11年度の15年間を期間とした旭川市立小・中学校適正配置計画の第3期目がスタートし、5月から6月にかけて適正配置対象校7校の保護者・地域の方向けに、説明会を行い、様々な御意見をいただいたところです。また、必要に応じ個別にPTAと意見交換を行っておりますし、中には参加できなかった保護者の方もいらっしゃるため、改めて説明会を行い、御意見を伺うことについても、説明会の際に来られていたPTA役員の方や校長先生にその旨を相談しているところです。御都合のよい日時等お知らせいただければ、お伺いいたします。

(3) 追加質問 1) (新永ブロック)

大人数では活動できない子供に対して受け入れる小規模校は必要ではないでしょうか。

100人以下、5学級すべてを廃止する事だけではなく、計画的に小規模校を残す運用の検討はできないでしょうか。

【回答】

(教育政策課 (適正配置担当))

本市では、国も推奨しているように、児童生徒にとって望ましい教育環境として、個人個人に適した個別最適な学びと、多種多様な意見に触れることで、自らの意見を磨き、自分自身・他者を尊重するという協働的な学びを一体的に充実することが必要と考えております。そのためには一定規模の学級にすることが必要と考えており、適正配置計画では100人以下、通常学級5学級以下の小学校を統廃合の対象としているところですが、児童生徒数が少ない場合でも、特認校や児童養護施設近隣校、地域の拠点となっている地域拠点校につきましては統廃合の対象校とはせず、存置することとしております。

(4) 追加質問1) (新永ブロック)

通学距離2キロ・3キロの条件をもう少し柔軟にし、話し合う機会をもってもらえないでしょうか。

【回答】

(学務課)

学校統廃合によって遠距離通学となった児童生徒に対して支援を行う場合に、国から市に補助金が交付される制度があり、この中で遠距離通学の距離要件が示されております。

具体的には、積雪期においては、児童は2 Km以上、生徒は3 Km以上、それ以外の時期については、児童は4 Km以上、生徒は6 Km以上となっております。

本市では、この距離を拠り所としながらも、統廃合に伴う通学支援の距離については、国の積雪期の距離を一年を通じて要件としており、この点については、御理解いただければと存じます。

通学支援に関わりましては(先ほど申し上げたとおり)、通学することとなる学校までの距離や公共交通機関の状況、地域の状況などを踏まえながら、統廃合に向けた協議の中で話し合う機会を確保してまいりたいと考えております。



(1) 教職員による除雪費及びグラウンド整備の負担軽減（北部ブロック）

１点目は、教職員による除雪費及びグラウンド整備の負担軽減についてです。校地内および周辺の除雪費及びグラウンド整備費が教職員の自己負担やＰＴＡ会費で賄われているとの声が寄せられています。本市として実費負担の事実があることを認知しているのでしょうか？また、公共機関・施設である各役所や公園の整備や除雪費に関しては、本市として予算を計上しているのか、なぜ小中学校の校地内における整備費について予算が計上されていないのかについて確認したいとともに、「地方教育行政法（第２３条）」では公立小中学校は市町村、都道府県が設置・管理する施設であり、施設の維持管理のための除雪やグラウンド整備は安全確保のための日常業務に該当し地方公共団体である本市の義務であり責任だと考えます。

校地内の維持管理の責任所在について各種法令を今一度ご確認していただくとともに、費用に関して国や道からの補助金制度を活用した解決への道があるのか本市としての考えをお聞かせ下さい。

【回答】

(学校施設課)

除雪については、各学校に施設維持管理を担う職員を配置しており、敷地内の除雪を行うこととしています。

また、連日の大雪等により敷地内全体の作業が困難な場合につきましては、児童生徒の通路確保を優先に作業を行いますことから、そういった場合につきましては、各学校での対応をお願いしているところであります。

グラウンドの整備については、除雪作業と同様、当該職員によるグラウンド内の草刈り作業、また、部分的な整地につきましては土や砂などを限られた量ではありますが、各学校の要望により原材料として搬入して整地等を行っています。

大規模な改修につきましては、高額な費用が必要になりますことから、状況を確認しながら部分的な補修等の対応を行っております。

(2) 教職員の業務負担軽減と働き方改革の推進（東部ブロック）

２点目は、教職員の業務負担軽減と働き方改革の推進についてです。教職員の多忙化が健康や教育の質に影響を及ぼしています。外部人材の積極活用、ＩＣＴによる業務効率化、事務職員や支援スタッフの配置拡充（特に１２学級以上の学校への必置や小規模校への配置）、過剰な行事・報告書の簡素化など、行政主導の働き方改革を要望いたします。

また、学校間格差の是正と待遇改善についてです。除雪費やグラウンド整備の負担が学校規模により異なり、特に小規模校の教職員に負担が集中しています。学校間格差を是正する補助制度の構築、給与・待遇の改善、モンスターペアレント対応ガイドラインの整備など、教職員が安心して働ける環境整備を要望いたします。

【回答】

(教職員課)

旭川市教育委員会では、子どもたちの豊かな学びや成長に向け、教職員が誇りや情熱、やりがいとともに、心身ともに健康でいきいきと子どもたちに向き合えることができる環境づくりを推進するため、平成31年度に旭川市小中学校働き方改革推進プランを策定し、3年ごとに見直しを行いながら、現在、同プランは3期の取組を行っております。

プランにおいて、御要望のあった事項は、外部人材や支援スタッフなどの専門スタッフの配置促進、ICTの活用による校務効率化の推進、学校行事の精選・重点化、調査業務の見直しなど重点取組のひとつとして、道教委と連携を図りながら取組を進めているところです。

また、学校における法的な対応により事案解決を図るため、弁護士による法的な観点から助言等を受けることができる相談体制を整備しています。

また、報道でも御承知のとおり、先日「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が可決成立し、教職員の処遇の改善が期待されています。

教職員の働き方改革推進のためには、学校、家庭、地域の連携は不可欠であり、相互に信頼しあいながら、その趣旨について、保護者や地域住民に理解を深めてもらう必要がありますので、今後とも御理解・御協力をお願いいたします。

(3) 部活動に関して (東部ブロック)

3点目は、部活動についてです。地域移行に伴う課題への支援と今後のビジョンの明確化については、部活動の地域移行が少しずつ進んでいますが、現場や保護者からはさまざまな不安の声が上がっているので一部、紹介させていただきます。

「活動時間が遅くなって帰宅も遅くなる」「活動場所が遠くなり交通手段が限られる」「交通費や指導料など、新たな負担が生まれる」とのことでした。

さらに、小規模校や人員が足りない学校では、部活動の継続自体が難しくなっています。

そこでお願いしたいのは、「地域移行の進み具合や、今後のビジョンをしっかりと示していただくこと」「経済的な負担を軽減するための支援制度の整備・学校間の連携を進めるための調整役」など、制度的な支援の構築です。

地域移行が単なる“押しつけ”で終わらず、子どもたちにとって豊かな学びにつながるよう行政のリーダーシップをお願いできればと思っています。

また、指導者の確保と継続的な指導体制の構築について現在、部活動の多くが教員のボランティア的な関わりで支えられていますが、時間外の負担が大きく、続けるのが難しいという声も出ています。

外部指導者の確保も、報酬や体制が整っていないとなかなか難しい状況です。

特に文化部や吹奏楽・演劇などの専門的な分野では、より一層の支援が必要です。

生徒にとっては「この先生だから入りたい」という部活動も多く、そうした先生が異動でいなくなると、子どもたちの意欲にも大きな影響があります。

以上を踏まえ、「熱意のある先生が継続して指導できるような人事の配慮」「引き継ぎ体制の整備・外部指導者への報酬支援や育成の仕組みづくり」についてご検討いただきたいと思います。

部活動は、子どもたちが成長し、自信を持てるかけがえのない場です。その価値を守り、さらに良く

していくために、ぜひ行政としての今後の予定と検討案についてお聞かせください。

【回答】

(教育指導課・スポーツ推進課・文化振興課)

本回答につきましては、教育委員会の学校教育部、社会教育部、市長部局の観光スポーツ部の3つの部署が担当となっております。

部活動の地域移行につきましては、国が作成したガイドラインにより、令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地域移行を進めるにあたっての資格や能力のある適正な人材の確保の問題、会場への交通手段の問題等についての課題や成果について整理を行ってきたところです。令和7年5月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめが公表され、地域移行は、これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツや文化芸術活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく、新たな価値を創出し、生徒のより豊かで幅広い活動を保障する観点から「地域展開」と名称が変更され、令和8年度から令和13年度までを「改革実行期間」とするとともに、休日については、改革実行期間において、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すことなどが示されております。

本市においては、教育委員会と地域のスポーツ活動を所管している観光スポーツ部、地域の文化芸術活動を所管している社会教育部、地域の競技団体や文化芸術団体、旭川市中学校長会の協力を得ながら、改革実行期間における地域展開の実現に向けた課題の解決策やスケジュール調整等について協議を進め、今年度中に方向性を示すことができるよう検討を行ってまいります。

現段階の取組としては、学校教育部では、部活動の地域連携の取組として、地域の人材を部活動指導員として配置しております。部活動指導員は、部活動の顧問が指導時間にいなくても単独で部活動を指導できることとなっており、今後も、国や北海道の補助事業を活用し、学校のニーズ等に応じて、部活動指導員の配置拡充に努めてまいりたいと考えております。

また、観光スポーツ部では、教育委員会と連携の下、運動部活動の地域移行等に向けた北海道の「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」の取組として、モデル校に対する競技団体等からの指導者派遣や、スポーツ体験教室を実施しております。

社会教育部では、公民館生涯学習活動団体との連携を図りながら、生徒が文化芸術活動に親しむ機会の確保として、公民館でのサークル活動への参加について検討しているところです。

なお、部活動は、子どもたちの健全育成に大きな役割を果たしており、地域展開後も含め、今後も生徒の指導に積極的に関わっていきたいと考える教職員もいるものと認識していることから、その場合については兼職を認めるなど、教育委員会といたしましても、教職員のニーズも踏まえた対応も行ってまいります。

（(1)追加質問１）（北部ブロック）

避難場所として指定されている学校の敷地内除雪を、現在、各学校（学校職員等）に任せる運用になっている事例を複数確認しております。中には、教職員が自己負担で除雪費用を支出しているケースもあり、非常に不適切かつ過重な負担と考えられます。また、学校間で除雪にかかる負担割合の違いがあるとの声もあり、負担の公平性という観点からも問題があります。避難場所という公共性の高い指定施設の維持管理責任は、自治体・教育行政側が主体的に支えるべきであり、教職員に過度な資金的・労務的負担をかける現状を改善する案は御座いますか。

【回答】

（学校施設課）

除雪につきましては、各学校に施設維持管理を担う職員を配置しており、当該職員が敷地内の除雪を行うこととしております。

連日の大雪等により敷地内全体の作業が困難な場合については、児童生徒の通路確保を優先に作業を行うため、そういった場合につきましては各学校での対応をお願いしているところであります。

また、道内主要市における敷地内の除雪についても、一部の自治体を除き、本市と同様、当該校の施設管理を担う職員のみで実施又は施設管理を担う職員と当該校の教職員が協力して実施していると認識しております。

災害等の発生に伴う避難所開設については、避難所とする施設の決定に続き、職員の派遣をはじめ、施設の被害状況等の安全点検、受入態勢の整備等の開設準備作業を行う必要があるため、この間に冬期間は除雪作業を行うこととなりますので、恒常的に避難所としての除雪は行っておりません。

（(3)追加質問１）（東部ブロック）

地域の人材を配置しているという件ですが、どの学校に部活動指導員を配置していますか。また配置している指導員はどのような人材なのでしょう。指導依頼に対し、依頼に対する対価の支払いについてはどういった方法なのでしょう。この活動が今後他の学校に派生する予定があるのでしょうか。

【回答】

（教育指導課）

部活動指導員の配置校につきましては、令和７年度は、市内の中学校２５校のうち、希望のあった１３校に２４名の部活動指導員を配置しており、令和元年度に６校に６名の配置からスタートし、学校のニーズに応じて、年々配置を拡充しているところです。

部活動指導員については、生徒への技術指導のみならず、教員と同様に大会引率や保護者対応等の業務を担うことから、実施要綱に定める「部活動指導の経験がある者」「指導員として適格性があると校長が認める者」等の任用の要件を満たす人材を本市の会計年度任用職員として任用しており、報酬については、指導時間数に応じてお支払いしています。

今後も、各学校の希望に応じ、更なる配置拡充に努めてまいりたいと考えております。

(3) 追加質問 2) (東部ブロック)

「地域スポーツクラブ活動体験教室を実施」とありますが、モデル校に対して支援している競技団体がこういった団体なのか。またどの学校に派遣しているのか教えてください。

【回答】

(スポーツ推進課)

令和6年度の実績としまして、旭川市立大学の方を中央中学校の女子バスケットボール部へ、プロスポーツ選手を愛宕中学校の女子バレーボール部へ、道北陸上競技協会の方を光陽中学校の陸上部へ、それぞれ指導者を派遣していただきました。



ご協力ありがとうございました